

第1章

さいたま市の下水道

第2章

さいたま市  
下水道長期計画の策定

第3章

さいたま市下水道  
長期計画の全体像

第4章

下水道を取り巻く  
課題

第5章

展開方針

おわりに

長期計画の  
実現に向けて

第1章

# さいたま市の下水道

# 第1章 さいたま市の下水道

## 1 さいたま市下水道のあゆみ

本市の下水道事業は、昭和28年に大宮駅周辺の市街地を対象として事業に着手したことに始まり、昭和41年に終末処理場（現在の下水処理センター）の一部が完成し、単独公共下水道として供用開始しました。

その後、昭和47年には埼玉県荒川左岸南部流域下水道の終末処理場（現在の荒川水循環センター）の一部完成、昭和58年には埼玉県中川流域下水道の終末処理場（現在の中川水循環センター）の一部完成により、流域関連公共下水道として供用開始し、下水道普及率は、令和2年度末で94.0%になりました。

一方、経営については、平成17年度から、事業経営の一層の健全化と安定的発展を図るため、複式簿記\*・発生主義\*に基づく公営企業会計\*を適用することで、資産を含む経営状況を把握し、経営基盤強化に取り組んでいます。更に、平成31年より下水処理センターの維持管理に包括的民間委託\*を導入し、民間事業者による創意工夫やノウハウを活用することで、効率的な維持管理を行っています。

- |  |  |
|--|--|
| <b>昭和28年</b> ● 大宮駅周辺の市街地を対象に事業着手<br>(1953年)                        | <b>平成13年</b> ● 浦和・大宮・与野の3市合併により、さいたま市が誕生<br>(2001年)            |
| <b>昭和30年</b> ● 浦和駅から南浦和駅にかけて、西側市街地<br>(1955年) を対象に事業着手             | <b>平成15年</b> ● 政令指定都市へ移行<br>(2003年) ● 下水道普及率が80%を超える           |
| <b>昭和33年</b> ● 与野駅西口周辺の市街地を対象に事業着手<br>(1958年)                      | <b>平成17年</b> ● 地方公営企業法*に基づく公営企業会計を<br>(2005年) 導入<br>● 岩槻市と合併   |
| <b>昭和41年</b> ● 下水処理センターの一部完成<br>(1966年) ● 単独公共下水道の供用開始             | <b>平成19年</b> ● 下水道事業中期経営計画(第1期)の策定<br>(2007年)                  |
| <b>昭和43年</b> ● 下水処理センターの完成<br>(1968年)                              | <b>平成20年</b> ● 下水道長期計画の策定<br>(2008年)                           |
| <b>昭和47年</b> ● 埼玉県荒川水循環センターの一部完成<br>(1972年) ● 荒川左岸南部流域関連公共下水道の供用開始 | <b>平成21年</b> ● 下水道事業実施計画(第1期)の策定<br>(2009年)                    |
| <b>昭和50年</b> ● 岩槻駅東口周辺の市街地を対象に事業着手<br>(1975年)                      | <b>平成24年</b> ● 下水道普及率が90%を超える<br>(2012年) ● 下水道事業中期経営計画(第2期)の策定 |
| <b>昭和56年</b> ● 下水処理センターの増設<br>(1981年)                              | <b>平成26年</b> ● 下水道事業実施計画(第2期)の策定<br>(2014年)                    |
| <b>昭和58年</b> ● 埼玉県中川流域下水道中川水循環センター<br>(1983年) の一部完成                | <b>平成29年</b> ● 下水道事業中期経営計画(第3期)の策定<br>(2017年)                  |
| <b>昭和62年</b> ● 中川流域関連公共下水道の供用開始<br>(1987年)                         | <b>平成30年</b> ● 下水道事業実施計画(第3期)の策定<br>(2018年)                    |
|  | <b>平成31年</b> ● 下水処理センターの維持管理に包括的民間委託を導入<br>(2019年)             |

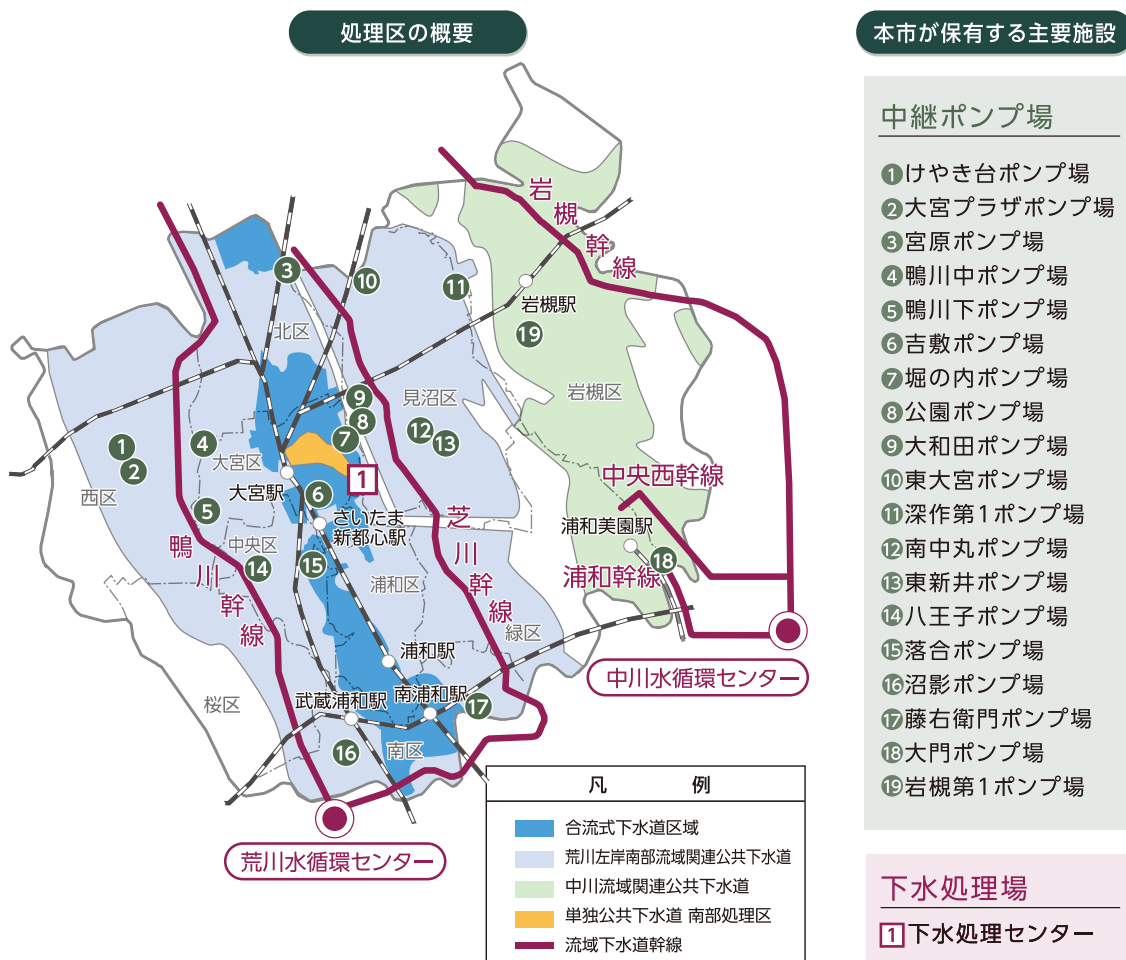
[ さいたま市下水道事業のあゆみ ]

## 2 さいたま市下水道の概要

本市の処理区は、市域のほぼ中央に位置する約110haの区域を単独公共下水道区域（南部処理区）として整備し、本市唯一の終末処理場（下水処理センター）で汚水処理している他、市域の内、約12,200haについては、流域関連公共下水道（荒川左岸南部流域関連公共下水道及び中川流域関連公共下水道）として、埼玉県が管理する荒川水循環センター及び中川水循環センターで汚水処理をしています。

下水道事業着手当初は、早期に事業を進めるため、経済性、効率性の観点から汚水と雨水を一本の下水道管で排除する合流式下水道により整備し、その面積は荒川左岸南部流域関連公共下水道の一部及び単独公共下水道全域合わせて約1,900haとなっています。その他の区域については、昭和45年の下水道法の改正により、公共用水域\*の水質の観点から汚水と雨水を別々の下水道管で排除する分流式下水道で整備しています。

これまで下水道事業を鋭意進めてきた結果、主な施設として、総延長約3,450kmの下水道管、19箇所のポンプ場、1箇所の処理場を保有しています。



[ 処理区の概要と本市が保有する主要施設 ]

\*：用語説明（P63～）をご参照ください。

コラム 下水道の種類と下水の排除方式

column

● 下水道の種類

下水道には、大きく分けて①公共下水道、②流域下水道、③都市下水路の3つがあります。

① 公共下水道

市街地における下水を排除、または処理する下水道で、汚水処理においては終末処理場を有する、もしくは流域下水道に接続するものを指します。設置及び管理は地方公共団体が行います。

② 流域下水道

2つ以上の市町村の区域にまたがる下水を排除する下水道で、終末処理場を有するものを指します。設置及び管理は都道府県が行います。

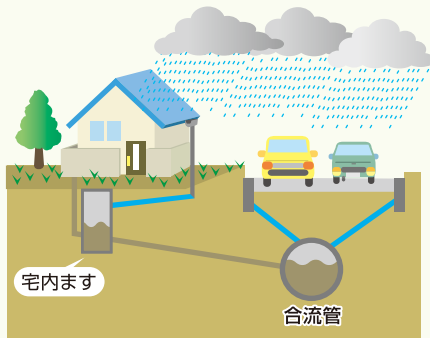
③ 都市下水路

公共下水道の計画がない、又は、公共下水道の事業計画策定前の市街地において、雨水を排除するための下水道を指します。設置及び管理は地方公共団体が行います。

● 下水の排除方式

下水の排除方式には①合流式下水道と②分流式下水道があります。

① 合流式下水道

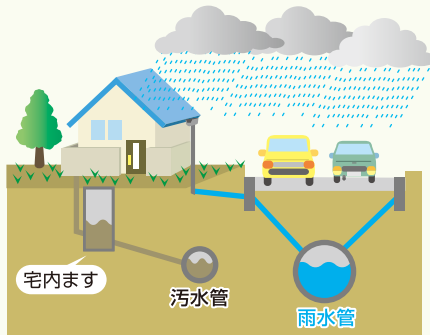


[ 合流式下水道概要図 ]

汚水と雨水を同一の下水道管で排除する方式です。汚水処理の早期普及を目指す中で、建設費用が安価であり、本市でも整備初期に採用されていました。合流式下水道では、雨天時に一定量以上の下水が流れた場合、未処理の下水が河川などへ放流されます。そのため、本市では、合流式下水道の改善を進めてきました。

出展:下水道施設の構成と下水の排除方式(国土交通省)を参考に作成  
([https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/seweraage/mizukokudo\\_seweraage\\_tk\\_000416.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/seweraage/mizukokudo_seweraage_tk_000416.html))

② 分流式下水道



[ 分流式下水道概要図 ]

汚水と雨水を別々の下水道管で排除する方式です。汚水はすべて終末処理場で処理し、雨水は河川などへ放流されます。本市では、合流式下水道で整備された京浜東北線周辺の一部地域、北区の吉野原団地地区を除き、現在は分流式下水道による整備を進めています。

出展:下水道施設の構成と下水の排除方式(国土交通省)を参考に作成  
([https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/seweraage/mizukokudo\\_seweraage\\_tk\\_000416.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/seweraage/mizukokudo_seweraage_tk_000416.html))

第1章  
さいたま市の下水道

第2章  
さいたま市  
下水道長期計画の策定

第3章  
さいたま市下水道  
長期計画の全体像

第4章  
下水道を取り巻く  
課題

第5章  
展開方針

おわりに

長期計画の  
実現に向けて